

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5029	5029001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	<p>これまでに小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。</p> <p>一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。</p> <p>出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。</p>		㈱シンコー	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると省エネに寄与する少出力ではメリットが少ないので、煩わしい手続きや経費がかかると実行されないので規制緩和により実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kW以上、内燃エンジンは1万kW以上は事前届出を要求されている。それに比べ、蒸気タービンについては出力に関係ない全てに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳しすぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電気事業法施行規則第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5054	5054001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	<p>これまでに小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。</p> <p>一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。</p> <p>出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。</p>		近藤設備設計㈱	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並びに1000kW未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	産業廃棄物処理設備においては、サーマルリサイクルにて焼却熱の回収を計り無駄に熱を排出しない様に計画をしています。熱回収の所にて廃熱ボイラを設置して回収するわけですが、現時点でもおどの場合において1000kw未満の対応になる様に最初から計画を進めています。元々届出の難しい産業廃棄物処理の設備ですのでリサイクルに関する部分については規制の緩和をして頂ければ更に実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それに比べ、蒸気タービンについては出力に関係ない全てに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べて極めて低いのに規制が厳しすぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電気事業法施行規則第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5055	5055001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	<p>これまでに小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。</p> <p>一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。</p> <p>出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。</p>		(株)サッパボイラ	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kw未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると省エネに寄与する。少出力ではメリットが少ないので、煩わしい手続きや経費がかかると実行されないので規制緩和により実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それに比べ、蒸気タービンについては出力に関係ない全てに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳しすぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電機事業法施行規則第62条、第65条の別表第二	経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	変革種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5060	5060001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。 一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。 出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		有限会社ベクトル	1	A	小出力蒸気タービン発電設備の規制の緩和	出力1000kW未満のガスタービン並に事前届出を不要として頂きたい。	焼却炉等の廃熱有効利用を目的としたボイラで発生した蒸気で発電するに当たり、小出力でわずらわしい手続きや時間、経費が掛かると実施されにくい、規制緩和により実施し易くなります。	設置事前届出は、ガスタービン1000kW以上、内燃エンジンは10kW以上は事前届出を要求されている。それに比べ蒸気タービンについては出力に関係なくすべてに要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並にして頂きたい。	電気事業法施行規則第62条、第65条別表第二	経済産業省	
5064	5064001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。 一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。 出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		民間企業	1	A	汽力を原動力とする小型の容積型膨張機による発電設備の工事届出の不要化	発電所出力が1000kwまたは500kw未満と小出力の場合、ガスタービン、内燃機、燃料電池は工事計画届出、保安規定届出、主任技術者選任届けすべてに規制が緩和されている一方、汽力に関しては小出力であっても規制緩和されておらず、大型と同様の扱いとなっている。小型の容積型スクリュ式膨張機においては、暴走などの危険性がなく安全であるため、300kW未満の汽力を原動力とする容積型スクリュ式膨張機による発電設備の場合、工事計画の届出を不要とすることをお願いしたい。	少量の蒸気を有効利用した容積型スクリュ式蒸気発電装置	地球温暖化防止を主とした環境対策が重視される昨今、風力や太陽光といった自然エネルギーが脚光を浴びている一方で、従来からエネルギー利用している蒸気については、その「少量」の有効活用についてほとんど着目されていない。しかし、蒸気の使用ユーザーは多数あり、かつ減圧ラインの「少量」蒸気を有効に活用していないケースが非常に多いのが実情である。この「少量」蒸気の有効利用することにより、CO2削減、省エネに大きく貢献できるが、本規制のために普及の障害になっている。	電気事業法第62条、65条別表第2	経済産業省	
5073	5073001	3	G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。 一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。 出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		日本ボイラー 圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	(3)事業用電気工作物の設置又は変更工事については認可が必要であるが、発電設備についてガスタービンを原動力とするものは出力1,000kwまで、内燃力を原動力とするものは出力10,000kwまでは対象外となっている。蒸気を原動力とするものはすべて届出が必要となっているが、せめて500kw以下の場合には届出不要に緩和をお願いしたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5073	5073001	1	G43	z15002	経済産業省	排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)	発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供する場合においては、ボイラーの最高使用圧力が1メガパスカル以下であることなどの全ての要件を満たす場合に限り、内規上、当該蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを電気工作物として取り扱わないこととしている。	c	-	工場用動力等のみ排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のもは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。 この要件を変更することについて、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	(1)発電装置をともなうボイラーについて電気工作物として扱わない条件が緩和されたといえ、(平成15.01.21原研第3号)最高使用圧力1Mpaというしきりがあるため、一般の中小汎用ボイラーにとっては、実際には排気条件、採算面等を考慮すると、この緩和条件では対象にならない、最高使用圧力2Mpa前後まで緩和いただきたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省	
5064	5064002		G43	z15002	経済産業省	排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)	発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供する場合においては、ボイラーの最高使用圧力が1メガパスカル以下であることなどの全ての要件を満たす場合に限り、内規上、当該蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを電気工作物として取り扱わないこととしている。	c	-	工場用動力等のみ排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のもは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。 この要件を変更することについて、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		民間企業	2	A	ボイラーを電気工作物として取り扱わない範囲の見直し	最高使用圧力 2MPa以下のボイラーを使用して発電する場合、当該ボイラーは電気工作物として取り扱わないでほしい。	少量の蒸気を有効利用した容積型スクリュ式蒸気発電装置	既存の小規模(2MPa以下)なボイラ設置ユーザが、省エネ目的で減圧弁代替として小型の蒸気発電装置を導入する場合、蒸気量の1/2以上を流さないで経済的に成り立たないケースが多い。現行法規では、労働安全法のボイラ設置ユーザは蒸気流量の1/2以上を発電に供すると、ボイラ蒸気ユーザの主な使用目的が従来どおりであっても、ボイラの取扱いは電気事業法対応となる。このボイラの届け出変更の手続きは大変多大であり、省エネ推進の妨げになっている。ボイラの使用条件に変更がない場合、当該ボイラーは労働安全法のみで良いとしてほしい。	電気事業法 通達 平成15-01-21原研第3号	経済産業省	
5009	5009004			z15003	経済産業省、環境省	なし	第三次環境基本計画では、自己宣言方式、審査登録(認証取得)方式に限らず、ISO14001の普及促進を図ることとしている。	e	-	(理由)当該要望事項は、規制改革・民間開放要望に該当しないと考えられるため。		特定非営利活動法人 環境ISO自己宣言相互支援ネットワークJAPAN	4	A	JISQ14001の適合性評価手続きにおける公平性の確保	JISQ14001の取組みを表明する方式には自己宣言方式と審査登録(認証取得)方式があります。何れの方式であろうとJISQ14001環境保全活動に取組んでいるという事実を重視することを環境基本計画などに明記することを要望します。 国等の公共機関は、JISQ14001の認証取得したという宣伝をしないこと、競争入札参加資格基準など国等の文書において審査登録方式だけを推奨・優遇しないこと、認証取得する事業者だけに助成策を講じないことなどを要望します。	当団体はJISQ14001規格による環境保全活動の取組みを自己宣言方式で普及・啓発する活動を行っています。 全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界にJISQ14001の自己宣言方式による環境保全活動の進め方を組み込んだ「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を提供し、環境保全活動の取組みの普及・啓発を行う予定です。	国等および認証取得方式を優遇しているため自己宣言方式は見向きもされない状態です。これは自己宣言方式の排除であり、間接的な規制となっています。この片手落ちの措置のあり方の改善をお願いするものです。	国の環境基本計画など	環境省をはじめ全庁	JISQ14001環境保全活動の取組み支援ソフトウェア www.environment-japan.com/iso14001/04.html

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	重要度別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5011	5011001			z15004	総務省、法務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	弁理士法第75条	平成12年の弁理士法改正では、比較的専門性の低いと考えられる手続代理業務について弁理士の独占業務から開放する見直しを行った。特許料等の納付及び減免猶予・返還の申請特許原簿等への登録申請証明等の請求予納関連手続その他、過誤納の手数料の返還の請求、商標の国際登録の名義人の変更の記録の請求など	c	-	産業財産権に関する専門的な知識及び能力を持たない者によるサービスの提供は、顧客に不測の損害を与えるおそれがあるばかりではなく、産業財産権行政の円滑な運用をも阻害することとなる。このため、産業財産権の権利発生に直接関する一連の業務は、弁理士に求められる産業財産権や専門技術等に関して高度の知見が要求される業務であることから弁理士の独占業務として維持することが適当。また、前述のとおり平成12年弁理士法の改正により、特許権等の権利の内容が確定した後の形式的な手続については、弁理士の独占業務範囲を見直し手続が行えるように緩和する措置をとってきており、今回の要望について対応することは不可能。		国民利便・負担軽減推進協議会	1	A	各士業間における業務制限(禁止)事項を相互に緩和する措置の制定	各士業(弁理士、税理士、行政書士、司法書士社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士等)は、個別の業法により業務範囲が定められているが、各々の資格者が受託した主たる業務に付随する範囲の業務(争訟性のない書類の作成・申請代理等)は、個別法で禁止されている業務範囲であっても、「正当な(主たる)業務に付随する場合」として「相互乗り入れ」を認めること。	例えば、行政書士が許認可を受託した場合における、法人設立登記、事業目的変更登記等の司法書士業務を行う場合、司法書士がその登記手続きに関連して、権利義務・事実証明書類等の行政書士業務を行う場合、行政書士、社労士等が記帳会計や資金計算を行っている小規模法人の税務申告業務を行う場合、土地家屋調査士が、その表示登記に関連した権利登記(密接に関連)する場合に限り、相互乗り入れを認めること。(具体的には、各士業の業務制限事項に但書を付加する。但し、士、士、士がその正当な(主たる)業務に付随して行う場合を除く。)	我が国に於ける資格制度の必要性は理解できるが、日本の士業(隣接法律専門職)制度はあまりにも業務範囲が細分化されているため、ある資格者に依頼しただけでは、依頼案件が完了しないことが多々あり、国民は処理日数や手続費用等の面において、著しい不便や余分な出費を強いられている現状がある。また、各種の手続には、資格者よりも法的処理能力に劣る本人申請が認められているという事実が存在する。以上のことから、資格者間における業務の相互制限を緩和し、国民の利便と負担軽減のためのサービス競争を推進すべきである。(この場合に要求されるであろう専門的な知識は、各資格者の自己研鑽や研修により取得が可能であり、質の悪い資格者は自然淘汰される。)	弁理士法第75条、税理士法第52条、司法書士法第73条、土地家屋調査士法第68条、行政書士法第19条、社会保険労務士法第27条、海事代理士法第17条	経済産業省、法務省、財務省、総務省、厚生労働省、国土交通省	
5031	5031018			z15005	経済産業省	中小企業信用保険法施行令第3条、中小企業信用保険法施行規則第1条の3	保証付債権譲渡については、再生支援協議会が関与して策定された再生案件等を要件とし、モラルハザード防止や経済合理性の確保等が可能な場合に限り認めることとしている。	b		企業再生については、企業再建の可能性があると、企業再建の協力することに経済合理性があること、債権者間の公平性が保たれていること等より判断する必要があり、その決定プロセスを公正なものとするためには、公的機関の関与が必要としてきたところであるが、公的機関のみでは、小規模企業への機動的な対応に不備があることから、本年4月より、「外部委員による審査会の承認を得た計画」を求償権消滅保証の要件として追加し、各保証協会が設置する「再生審査会」(弁護士、会計士等の外部専門家により構成)の承認を得た再生計画に基づく場合にも、対象としたところ。		都銀懇話会	18	A	信用保証協会保証付債権の譲渡に係る規制緩和	・サービスや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。	・企業再生については、中小企業庁や整理回収機構をはじめとする「官」における取組みとともに、民間での取組みも進められてきている。こうしたことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定する必要性はない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が緩和されれば、民間の企業再生の取組みの中で利用が拡大され、柔軟かつ迅速な不良債権処理に資する。また、これによって、民間サービスやファンド事業のマーケット拡大も期待される。	中小企業信用保険法施行令第1条の3 3. 中小企業信用保険法施行規則第1条の3	経済産業省		
5035	5035001			z15006	厚生労働省、経済産業省	高圧ガス保安法、特定設備検査規則、製造細目告示	高圧ガス保安法における圧力設備の技術基準である経済産業省令特定設備検査規則及びそれに基づく詳細基準については、材料、設計、製作、試験に関して全般的に、国際的に広く使われているASME規格をベースとしており、製品規格に関する安全水準は欧米と同等以上であると考えられる。	c (一部はd)	-	・国際整合性のとれた保安規則の整備に関し、設備の設計等に係る技術基準については、既に法令に米国機械学会(ASME)の規格をベースとした基準の取り入れを行っているところ。一方で、設備の設置に係る安全規格については、各国の地理的・気象的環境等の違いによりその規制内容が異なっており、国際整合化が進んだからといって必ずしも安全水準が向上するものとは限らない。活用可能な民間規格等の具体的な提案があれば、現行制度上検討することは可能である(早い時期に御提案頂くことにより、実現される場合の早い改定が可能となる)。 ・特認制度については、高度に専門的な審査であり、安全性を確保する観点から、現状の標準処理期間がさらに短縮できるとは考えにくい。		石油連盟	1	A	1.各種基準/規格のグローバルスタンダード化の推進	・各種法規による基準/規格を国際基準に準拠した内容に統一するか、共通の技術基準を制定・参照できるようにすると共に、改定時期についても整合を取っていただきたい。 ・最終的には、各種基準/規格をASMEに統一するか、共通技術化を図る等対応していただきたい。 ・第三者評価による特認制度を簡素化し、審査期間を短縮して頂きたい。	高圧ガス保安法、特定設備検査規則、製造細目告示、労働安全衛生法、ボイラー構造規格、圧力容器構造規格	(1)問題点 ・構造に関わる技術基準のうち高圧ガス保安法、労働安全衛生法の技術基準、及びJIS B 8265等については、ASMEを準拠した考え方に基づき規定されているが、許容応力、溶接効率の考え方に一部差異があるため(添付資料-1参照)ユーザーによる照査にはそれぞれの規定を参照する必要がある。 ・上記基準/規格は、ASME等が改定された場合に改定されるが、改定の時期に差異があり、ASMEとの整合性にタイムラグが生じる。 ・上記基準/規格は、ASME等からの参照範囲が異なり、また各基準/規格とも英訳されていないため「日本固有の基準」となっており、海外から機器を導入するに際し大きな障壁となっており、海外から機器を導入するに際し(添付資料-2参照)生じている弊害(添付資料-3参照)。 ・海外規格に準拠しているものの各種基準/規格の整合が取られていないため、安価なコストで製作が可能で、性能・コスト面に優れた機器を海外から調達しようとした場合、照査に時間を要し、納期的に実現困難な状況が発生する。 ・国内各法により許容応力、溶接効率の考え方に差異があり、プラント建設において機器を製作する場合、各法毎の技術基準に従って照査する必要があり、プロジェクト業務量肥大化、及び提出書類増大の一因となっている。 ・上記技術基準/規格に合致しない場合、特認制度(添付資料-3)を利用することも可能であるが、第三者評価機関による審査及び主務省の決裁に1ヶ月以上の期間を要するため、最新技術に基づく海外からの装置・機器類、或いは設計基準の導入の妨げになっている。	高圧ガス保安法、特定設備検査規則、労働安全衛生法、ボイラー構造規格、圧力容器構造規格	厚生労働省、原子力安全・保安院	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5035	5035002			z15007	厚生労働省、経済産業省	労働安全衛生法、電気機械器具防備構造規格	可燃性ガス等が爆発危険濃度に達するおそれのある箇所において電気機械器具を使用するときは、電気機械器具防備構造規格に適合した防備構造電気機械器具としなければならない。 なお、当該構造規格と関連する国際規格に基づき製造された防備電気機械器具であって、当該構造規格と同等以上の防備性能を有するものについては、当該構造規格に適合するものと見なされる。	a	III	・構造規格については、最新のIEC規格を取り入れるための調査研究を平成18年度に実施しており、その結果を踏まえて平成19年度以降にできるだけ速やかに改正することとしているので、改正後にはIEC規格との不整合は生じなくなると考えている(「構造改革特区」の第8次提案に対する政府の対応方針、(平成18年2月15日構造改革特別区域推進本部)別表3)。 ・構造規格と関連する国際規格に基づき製造された防備電気機器であって、構造規格と同等以上の防備性能を有するものについては、構造規格に適合するものと見なされる(構造規格第5条)。このため、IEC規格に適合した輸入品については、国内での防備認証の取得(型式検定合格)に困難を生じることはないと考える。		石油連盟	2	A	2. 防備機器	・現在、JISとIECの整合および防備指針とIECとの整合作業が行われているが、この作業進捗を加速していただきたい。 ・国際基準の防備検定に合格した機器は、国内の防備検定の省略もしくは簡素化を検討いただきたい。		(1)問題点 ・防備認証に対する要求内容の相違により、海外電気機器、計器も含めた電子機器の国内における防備認証の取得が困難な状況が発生している。 ・国際基準に基づき防備について承認された機器を輸入して使用する場合でも、さらに(社)産業安全技術協会の防備検定を受ける必要がある。 ・技術面、性能面で優れ、海外で認証され、かつ実績もある電気機器、計器機器等が国内に容易に導入・適用されず、技術面で世界に遅れを取る一因となる。 ・検定受検のための手続きや検定費用が発生すると共に、検定に期間を要するため迅速な導入の障害となっている。	労働安全衛生法、電気機械器具防備構造規格	厚生労働省	
5049	5049004			z15008	経済産業省							東京都	4	A	不正軽油による環境悪化を防止するとともに、脱税・漏納などを根絶するため早急に対策を講じること。	不正軽油の製造を根絶し、硫酸ビッチの不法投棄による生活環境上の支障を除去するため、重油および灯油に混入されている識別剤(ケリソ)を新たな薬剤に変更する。識別剤の添加を義務化し除去を禁止し、違反者に対する罰則規定を整備する。などの関係省庁が一体となった実効性のある対策を講じると共に、国や関係自治体間の連絡体制の構築を図ること。		地方税法 廃棄物処理法	経済産業省		
5057	5057068			z15009	経済産業省	なし	大規模小売店舗立地法においては、届出の前に都道府県等への事前協議を行うこと及び説明会の開催の範囲については定めていない。 なお、同法が届出の前に都道府県等への事前協議を求めていることは、経済産業省ホームページに掲載している。「大規模小売店舗立地法」についての質問及び回答集」の中で、「都道府県においては、事前概要説明を義務化すること...のないよう留意することが必要である。」としており、一般に周知しているところ。 なお、具体的事例として「名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱第3条において必要に応じて事前に届出計画準備書を作成し、協議を行うことを求めている。」また「説明会の開催の公告範囲については、東京都では半径500m、大阪府では半径1kmとされているが、東京都の23区における人口密度を1とした場合、大阪市	d	-	同質問及び回答集を都道府県に配布するとともに、都道府県等との定期的な連絡会議においても周知徹底を図っており、今後ともこのような努力を継続する方針である。		(社)日本経済団体連合会	68	A	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止	名古屋市は「名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱」をHPで公表するとともに、これまでの届出において、事前協議を行ったケースを調査の上、明らかにすべきである。 また、大規模小売店舗の新設、変更にかかる説明会の公告範囲を適正な距離へと変更すべきである。	大規模小売店舗立地法の適正な運用について、事業者へ周知徹底を図るためには、運用事務手続要綱を広く公開する必要がある。同要綱第3条には「必要に応じて、事前に届出計画準備書を作成し、協議を行うことを求めるもの」と記載されており、事前協議を義務付けるものではないと解されるが、どのような場合に事前協議が必要となるかが不明である。事業者の見え可能性を高めるためにもこれまでの事例を調査した上で公表すべきである。 また、説明会の開催の公告範囲について、東京都では半径500m、大阪府では半径1kmとされているが、東京都の23区における人口密度を1とした場合、大阪府は約0.9、名古屋市は約0.5であることを踏まえ、名古屋市の要求する公告範囲の3kmは事業者にとって過大な要求である。	名古屋市大規模小売店舗立地法運用事務手続要綱 第3条、第15条	名古屋市市民経済局地域商業課	名古屋市の大規模小売店舗立地法運用事務要綱では、大規模小売店舗の新設もしくは店舗に係る変更を行う必要がある場合、必要に応じて、届出前に関係部局などとの協議を求めるとされている。 また、店舗の新設や変更にかかる説明会の公告方法については、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界からおおよそ3kmの範囲内で購読される主要な日刊紙にチラシを折り込み広告するか、当該説明会の開催案内を掲載することが要求されている。 なお、これらを規定する要綱については、市のホームページ上で公表されていない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057105			z151010	経済産業省、環境省	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約、 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」第2条第1項、第8条 輸入貿易管理令第3条第1項、第4条第3号 輸入割当てを受け	「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」において、締約国間で規制対象となる有害廃棄物等の輸出入を行う場合には、輸出国は輸入国又は通過国への事前通告及びその同意取得が義務付けられている。また、同条約の国内法となるバーゼル法においても、規制対象となる特定有害廃棄物等を我が国に輸入する際には、輸入者に対して外為法に基づく輸入承認の取得が課せられている。 一方、EUやOECD諸国ではバーゼル条約とは別に独自の取り決めを定めており、関係国間の取引に適用される。ただし、OECD理事会決議では規制対象物がバーゼル条約と若干異なるもの、上記のような手続きは同じように必要となる。	c	-	「バーゼル規制の輸入承認の審査においては、特定有害廃棄物等が我が国において適正処理されることが確かかどうかをチェックしており、輸入される特定有害廃棄物等が我が国から輸出された製品あるいは原料から生じたことをもって、我が国において適正処理されるとは言えず、手続きを簡素化する理由にはならない。またバーゼル条約上、「わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国においてリサイクル目的で適正処理することが可能なもの」に限りしては、輸入承認の除外等を認めているわけではなく、日本はバーゼル条約の締約国である以上、有害廃棄物等の輸出入に関して条約上の手続きを適正に履行する義務を負うため、我が国の判断でバーゼル条約の規制対象物の輸入手続きを任意に簡素化することはできない。 一方、バーゼル条約とは別に、二国間又は包括的な協定による実施も考えられるが、アジアにおいては協定を締結する相手国のほとんどが途上国となるなどOECDの場合とは異なる点もあり、まずは、相手国の状況を踏まえて考えていく必要がある。なお、台湾については、バーゼル条約締約国でないことから、事実上日台間での有害廃棄物等の取引ができない状況であったが、2005年12月に「バーゼル条約」に準じた「保安四法」については、各法の趣旨目的により保安を確保するための規制が設けられており、法規制を一本化するのには困難であるが、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化、整合化促進に関する実務者検討委員会」において、可能な限りの措置を実施し、各法令における運用の合理化、整合化を進めたいところ。なお、18年度においても合理化、整合化の検討を行う予定である。 また、自主検査制度の導入については、既に取組を行っているところである。認定制度による合理化の制約について、如何なる内容の相違が問題になっているのか、実態を踏まえた具体的な改善策があれば検討したい。 性能規定化や民間規格の積極的な活用については、既に取組を行っている。国際整合性のとれた保安規則の整備に関しては、既に法令に米国機械学会(ASME)の規格をベースとした基準の取り入れを行っているところ。一方で、設備の設置に係る安全規格については、各国の地理的・気象的環境等の違いによりその規制内容が異なっており、国際整合化が進んだからといって必ずしも安全水準が向上するものとは限らない。活用可能な民間規格等の具体的な提案があれば、現行制度上検討することは可能である(早い時期に御提案頂くことにより、実現される場合	(社)日本経済団体連合会	105	A	アジアの資源循環に資する特定有害物質含有物の輸入手続きの緩和	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、これを輸入する手続きの緩和措置を講じて資源循環を促進すべきである。		上記()のものは、アジアの諸外国で処理をしようとする廃棄物となつて環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなく、資源の再利用ができない。 ちなみに、EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOECD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。 2005年4月に日本で開催された3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関するアジア諸国における資源循環体制づくりの必要性が認識されたところである。現状では、わが国からアジア諸国に再資源化技術を供与することは、現地国の規制や経済状態等の条件から困難を伴うことが多い。したがって、まずは上記の輸入に係る規制を緩和することにより、わが国はアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべきである。	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 経済産業省産業技術環境局環境政策課	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に、使用済み触媒やめっき液などが発生する。これら()は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術でもってすれば、環境に負荷をかけるずに有価物を取り出し、リサイクルすることができるといわれる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとするといわゆる「バーゼル法の適用を受けるために、行政手続等に2ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要することから、ビジネスチャンスを失うこともある。 2006年3月の「3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関するアジア諸国における資源循環体制づくりの必要性」が認識されたこと、また、3R推進の成功事例やこれらを推進していくためのポイントとして、「製設計段階から廃棄物管理に至るまでの総合的アプローチ」等の取り組みが挙げられたが、現状関係国間では実現されていない。 生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。 プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等
5057	5057112			z151011	総務省、厚生労働省、経済産業省	高圧ガス保安法 石油コンビナート等災害防止法	「石油コンビナートに係る保安四法の合理化、整合化促進に関する実務者検討委員会」に於ける検討結果を踏まえて、申請書類の共通化、検討結果の相互活用等の様々な措置を講じている。	c (一部はd)	-	装置を構成している個々の機器・設備が、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 早期に措置することが困難な場合は、少なくとも、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用すべきである。 そのためには、まず改造・増設を伴わない変更(維持補修等)について、法令の重複適用を解消すべきである。さらに、以下の点についても検討すべきである。 設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 技術的事項(設備設置、検査等)に関する法令の性能国際整合性のとれた保安規制の整備	(社)日本経済団体連合会	112	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している個々の機器・設備が、複数の法令によって重複して規制を受けることのないよう、各法の適用範囲に係る指定基準を策定し、それに則って、申請・届出書類の様式統一に止まらない合理化を実施すべきである。 早期に措置することが困難な場合は、少なくとも、機器・設備に適用される適用法令を装置ごと一括して適用すべきである。 そのためには、まず改造・増設を伴わない変更(維持補修等)について、法令の重複適用を解消すべきである。さらに、以下の点についても検討すべきである。 設備設置・変更の許認可制(事前審査型規制)から規定遵守状況を適宜確認する方法(実行監視型保安規制)への移行 技術的事項(設備設置、検査等)に関する法令の性能国際整合性のとれた保安規制の整備	コンピナート事業所の機器、設備は全体で一つのシステムとして機能しており、保安諸法による現状の規制はプラント全体の総合的な保安確保の目的にそぐわない。 石油コンビナートに係る保安4法の合理化、整合化促進に関する実務者検討委員会では、保安4法の重複適用を排除し、整合化等合理化を進めるとしているが、法改正を伴う抜本的な合理化は検討されていない。「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においても、「再度(中略)検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図るとされている。 一設備または一装置について一法令の適用となれば、許認可にかかる手続が簡素化され、負担が軽減される。また、形式規定から性能規定へと変更することで民間企業の実用技術を用いることが可能になり、規制を国際的に整合性がとれたものにする事で事業者の国際競争力の強化に寄与することが期待される。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	総務省消防庁 危険物保安室 経済産業省原子力安全保安院保安課 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課	石油コンビナートに適用される保安諸規制は、法ごとに異なる省庁が所管するので、技術基準、申請・立会要件等が異なり、重複規制を受ける。 例えば、石油精製、石油化学のプロセスは、貯蔵タンクを除きほとんどが気液混合の、大気圧を超える状態なので、消防法、高圧ガス保安法または労働安全衛生法が複数適用される。許可申請、完成検査(落成検査)、検査記録の作成・保存等においても、重複して行わなければならない。(高圧ガス保安法と労働安全衛生法は運用上、適用区分けされている。 こうした規制の重複は、技術基準の性能規定化を推進する上で妨げとなり、事業者は、基準の解釈と整合性の確保、申請手続き、検査への対応等、多大な負担を強いられる。	
5057	5057139			z151012	全庁	なし	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	本省においても信託会社やSPCも含めて対応済み	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各官庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各官庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の官庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として官庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	全官庁、地方公共団体		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057181			z15013	経済産業省	電気事業法第54条、第55条、電気事業法施行規則第91条、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2	定期検査、定期事業者検査の実施する時期については、電気事業法施行規則に運転が開始された日、又は定期事業者検査が終了した日以降13月を越えない時期と規定されている。 保安検査では、事業者の保安規定の遵守状況について検査し、定期検査では特定重要電気工作物の技術基準適合性を確認している。 定期安全管理審査では、定期事業者検査の実施状況について、原子力安全基盤機構が審査している。	b		2006年11月に検討を再開した総合エネルギー調査会「検査の在り方検討会」の議論を踏まえ、検査制度の見直し作業を行っているところである	(社)日本経済団体連合会	181	A	原子力発電所の科学的かつ合理的運営に関係する規制の改革		プラント停止間隔を一律13ヵ月に固定した検査制度の抜本的な見直しを行うべきである。 定期検査、保安検査、定期安全管理審査の一本化およびそれまでの間の運用面での検査・審査の重複を排除すべきである。	エネルギーの安定供給確保および地球温暖化対策の観点から、基幹電源としての原子力発電を最大限に活用することは、国民にとって大きな利益につながる。原子力発電の科学的かつ合理的な運営を実現する観点から以下の通り要望する。 定した検査制度の抜本的見直し 2005年6月の集中受付月間において原子力安全・保安院は、「規制当局として、事業者から、公開の場で、当該評価内容及び、安全性に維持されること等について説明を求め、原子炉の停止中に行うべき検査項目の間隔を検討することが必要と考えている」と回答しており、その後、2005年11月から原子力安全・保安部の下部機関である「検査の在り方に関する検討会」が再開され、検査制度の更なる改善について議論が進められている。また、2005年10月に閣議決定された原子力政策大綱においても「電気事業者は(中略)安全確保に係る性能指標においても世界最高水準を達成することを目標に据えて保守管理技術の高度化にも取り組み、安全性と安定性に優れた原子力発電を実現していくことを期待する」とされている。 電気事業者においては、信頼性重視保全の考え方を取り入れて保守管理の一層の体系化を進め、状態監視保全の導入などにより運転中保守の充実に努めるなど、運転中停止中の保守管理を総合的に進めるプログラムを充実させていく方向としている。このような電気事業者の創意工夫を促す観点から、プラント停止間隔を一律13ヵ月に固定した検査制度を随時確認する検査制度に抜本的に見直すべきである。また、このような見直しにより、事業者の活動に対するハードポイントとなる官庁立会い検査も最低限必要なものに限定するべきである。*	電気事業法第54条、第55条、電気事業法施行規則第91条、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の2	原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課	発電用原子炉及びその付属設備は13ヵ月を越えない時期に定期検査や定期事業者検査の安全管理審査(2003年10月より新規追加)を受けなければならない。定期検査時に経済産業省の直接立会い検査が実施されているが、休日及び夜間の受検ができず、連続作業のハードポイントとなっている。 供用中の原子炉においては、原子炉等規制法に基づく(保安検査と電気事業法に基づく)定期検査および定期安全管理審査を受けている。	
5057	5057182			z15014	経済産業省	実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第15条の3、発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2	核物質防護については実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第15条の3に規定する措置を、原子炉施設の安全確保については発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2に規定する措置を、講じる必要がある。	e		(1) 実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第15条の3は、原子炉設置者に対して、特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、照明装置の設置等について規定している。 (2) 一方、発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2は、原子炉施設の安全を確保するために、不用意に部外者が原子炉施設に立ち入らないよう、へい、標識等を設置する旨を規定している。 したがって、両者の目的は異なっており、二重規制ということにはならない。 (3) 平成17・12・15原院第5号「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の執行にともない、従前の発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2の解説は廃止しており、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第15条の3で求める措置は除外されている。	(社)日本経済団体連合会	182	A	核物質防護に関する二重規制の排除[新規]		発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2を削除し、核物質防護に関する規制を一元化するべきである。	二重規制を排除するために、PP設備に対する規制を原子炉等規制法の下で一元化することが望ましい。 また、今後、原子炉等規制法の改正により、原子力発電所の核物質防護検査制度が新たに導入されたが、PP設備に対して保安検査と核物質防護検査の二重の検査を受ける可能性が生じる。検査の重複を避けるために、発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2を削除し、PP設備を保安検査の対象から明確に切り分けることが合理的である。	発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令第7条の2、実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則第15条の3	原子力安全・保安院原子力発電検査課、原子力防災課	原子力安全・保安院原子力発電検査課、原子力防災課	原子力発電所防護設備(PP設備)は、電気事業法に基づく「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」第7条の2においてその技術基準が定められているため、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2003)」に基づく「原子炉施設の保安規定の保守管理計画の対象設備として維持管理する必要がある。そのため、同設備は原子炉等規制法に基づく(保安検査と)の対となる。 一方、原子力発電所防護に関しては、原子炉等規制法に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転に関する規則」第15条の3において防護措置が詳細に定められており、防護設備についても具体的な要求事項が定められている。 さらに、この防護措置については、原子炉等規制法に基づく(核物質防護検査の対象となる。
5057	5057184			z15015	経済産業省	電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条、第52条の2、平成15年7月1日経済産業省告示第249号	委託契約する電気主任技術者が保安管理業務を実施する事業場の算定方法と点検頻度について、平成15年度7月1日経済産業省告示第249号にて定められている。 そのうち内燃力及びガスタービンを原動力とする火力発電所の点検頻度の削減について、平成17年11月1日経済産業省告示第283号にて改正を行った。	a		内燃力及びガスタービンを原動力とする火力発電所の点検頻度の削減をうけ、当該設備の換算係数の適切な値について検討を行い、その結論に基づき措置する。	(社)日本経済団体連合会	184	A	委託契約する電気主任技術者が保安管理業務を実施する事業場の算定方法に係る緩和[新規]		信頼性が高く点検頻度が少ない火力発電所には、太陽電池発電所、需要設備等と同様に、換算係数を低減できるような緩和措置を設けるべきである。	信頼性が高く点検頻度が少ない発電所、需要設備の場合は、換算係数に0.6や0.25等の数値を乗じて、小さな数値になるよう緩和されている(2003年7月1日経済産業省告示第249号)。 2005年11月1日付経済産業省告示第283号によって、内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所のうち、ある一定の要件が備わったものは、点検頻度を減らすことが可能となった。(3ヵ月に1回以上あるいは6ヵ月に1回以上)これに伴い換算係数の見直しを行い、信頼性が高く点検頻度の少ない火力発電所についても、同様に係数を乗じる措置等により数値(換算係数)を小さくするよう緩和すべきである。	電気事業法第43条、電気事業法施行規則第52条の2、平成15年7月1日経済産業省告示第249号、平成17年11月1日経済産業省告示第283号	原子力安全・保安院電力安全課	委託契約する電気主任技術者には、持ち点(33)がある。一方発電所や需要設備等の事業場の種類、設備容量、対象設備の信頼性にて個別に規定された数値(換算係数)があり、複数の事業場を管理する場合、その数値(換算係数)の合計が持ち点未満でなければならない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	重要項目(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057185			z15016	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	省令第46条で、発電所は常時監視すること、一定の条件を満たせば常時監視を不要とすることが定められている。 解釈第51条では、常時監視を不要とする発電所の種類と満たすべき条件が示されている。	b		ガスタービン発電所において、遠隔監視制御を行うことで常時監視を不要とすることについて、平成19年度までに保安確保の観点から調査・検討を実施する。	(社)日本経済団体連合会	185	A	常時監視をしない発電所で遠隔監視制御するケースの施設基準の緩和[新規]	ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電所について、必要な措置が施設され、技術員が常時駐在かつ遠隔監視制御所から常時監視している場合には、出力に限らず常時駐在を監視を行わないことを認めるべきである。		ガスタービンおよびガスタービンコンバインドサイクル発電所は、運転が自動化されているため、自動停止する保護回路機能及び遠隔監視制御所から常時監視している技術員への連絡体制を確立することにより、発電所内で常時監視する必要はない。	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条 電気設備の技術基準の解釈第51条	原子力安全・保安院電力安全課	電気設備の技術基準の解釈第51条(常時監視をしない発電所の施設)では、必要な措置が施設され、遠隔監視制御する制御所に技術員が常時駐在することによって常時監視をしないことを認められている。ガスタービン発電所は除外されている。 また、必要な措置が施設され、発電所には技術員が常時駐在していれば常時監視をしないことが認められているのは、ガスタービン発電所のうち、出力が10,000kW未満のものだけである。	
5057	5057186			z15017	経済産業省	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第13条 発電用火力設備の技術基準の解釈第19条～第23条	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第13条において、蒸気タービンの構造に係る技術的要件が規定されており、同基準の解釈第19条～第23条において、その技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に例示している。	d	-	火力設備の技術基準(省令)は、平成9年に具体的な数値を定めた仕様規定を廃止し、性能要求に改正しており、設置者の実施の自由度を高めるよう、規制を緩和している。 なお、国としては、性能要求に対する具体的な仕様の例示として解釈を定めているが、これは一例示であり、技術基準に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、解釈に規定していない規格等を用いることを妨げるものではなく、現行制度下で対応可能である。	(社)日本経済団体連合会	186	A	発電用ボイラータービン構造規格の性能基準としての運用徹底[新規]	関連規定に基づき、法令で定められている性能を満たしている外国基準等に適合する構造の蒸気タービン等の輸入及び使用を認めるべきである。		蒸気タービンの構造については、「解釈」の第19～23条で規定されているが、「省令」に定める技術的要件を満たすべき技術内容はこの解釈に限定されるものではなく、「省令」に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、「省令」に適合するものと判断する。とされているにも拘わらず、実際の運用においては、法令で定める性能規定を具体的に満足する基準として例示されている構造規格を持つものではない限り、認められないことが多い。 例えば、ボイラー構造規格の主要材料等について、JISの材料規定に定められた適用範囲、製造方法、化学成分、機械的性質、試験等に適合した材料が列挙されている一方、外国規格等については、ASME(米国)、BS(英国)、DIN(ドイツ)等の様々な規格が存在するが、これらについては例示がないことから認められないことが多い。また、「発電用火力設備の技術基準省令・告示及び解釈(解説)」では、解釈別表において性能規定を具体的に満足する基準がJIS規格、API規格及びASME規格により例示されている。 しかし、「解釈」では、限定されないとしていながら、実際の運用では、例示されている規格以外の外国規格等に基づく部品等を輸入して用いようとしても、認められないことが多い。	電気事業法 第39条、第40条 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 第13条 発電用火力設備に関する技術基準の解釈について 第19～23条 発電用火力設備の技術基準 省令・告示及び解釈(解説) (原子力安全・保安院 電力安全課監修)	原子力安全・保安院電力安全課	発電用蒸気タービンを設置する場合、その蒸気タービンは電気事業法第39条に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合することが求められており、輸入品を用いる場合も同様の技術基準を満たしていなければならない。 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の第13条で蒸気タービンの構造について性能基準が定められ、その技術基準の具体的な解釈については「発電用火力設備の技術基準の解釈」に示されている。この「解釈」では、「省令」に定める技術的要件を満たすべき技術内容はこの解釈に限定されるものではなく、「省令」に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、「省令」に適合するものと判断する。また、「発電用火力設備の技術基準省令・告示及び解釈(解説)」では、解釈別表において性能規定を具体的に満足する基準がJIS規格、API規格及びASME規格により例示されている。 しかし、「解釈」では、限定されないとしていながら、実際の運用では、例示されている規格以外の外国規格等に基づく部品等を輸入して用いようとしても、認められないことが多い。	
5057	5057188			z15018	経済産業省、国土交通省	ガス事業法第42条 高圧ガス保安法 鉱山保安法	高圧ガス保安法 鉱山保安法	d e	-	高圧ガス保安法 鉱山保安法	(社)日本経済団体連合会	188	A	高圧ガス導管の道路占有に係る規制緩和[新規]	以下の各法律の適用を受ける送ガスパイプライン(自噴線を含む)について、道路法第36条による道路占有の特例措置を認めるべきである。 ガス事業法におけるガス導管事業の用に供するガス導管 鉱山保安法、または高圧ガス保安法の適用を受けるガスを供給する事業者(ガス事業を除く)の用に供する導管の範囲に属するものを除く、ガスを供給する事業者(ガス事業法・準用事業)の用に供するガス導管		以下の各法律の適用を受ける送ガスパイプライン(自噴線を含む)について、道路法第36条による道路占有の特例措置を認めるべきである。 ガス事業法におけるガス導管事業の用に供するガス導管 鉱山保安法、または高圧ガス保安法の適用を受けるガスを供給する事業者(ガス事業を除く)の用に供する導管の範囲に属するものを除く、ガスを供給する事業者(ガス事業法・準用事業)の用に供するガス導管	道路法第32条、第36条 ガス事業法第42条	国土交通省道路局路政課 資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課	ガス事業法におけるガス導管事業等は、道路法第36条の道路占有の特例措置の適用外となっている。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057189			z15019	経済産業省	発電用火力設備の技術基準の解釈第72条、第163条	液化ガス設備に係る導管については、発電用火力設備の技術基準の解釈において、溶接部に対して放射線透過試験を実施する(第163条)とともに、当該導管を埋設する際には、非破壊試験及び耐圧試験を行う(第72条)ことを規定している。	d	-	火力設備の技術基準(省令)は、平成9年に具体的な数値を定めた仕様規定を廃止し、性能要求に改正しており、設置者の実施の自由度を高めるよう、規制を緩和している。 なお、国としては、性能要求に対する具体的な仕様の例示として解釈を定めているが、これは一例示であり、技術基準に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、解釈に規定していない規格等を用いることを妨げるものではなく、現行制度下で対応可能である。	(社)日本経済団体連合会	189	A	電気事業法における埋設ガス導管非破壊検査方法の明確化[新規]	「発電用火力設備の技術基準」第72条に定める非破壊試験についての規定において、検査対象箇所は第163条に記載されている内容である旨を明らかにすべきである。		「発電用火力設備の技術基準」第72条第2号では、非破壊検査の範囲が明記されておらず、かつ第163条との関係も示されていないため、実際の施工において検査対象範囲の解釈が異なる場合が生じている。 例えば、第72条の検査対象について、第163条に基づく検査対象と同じ運用をする場合もあるが、一方、検査対象を拡大解釈し、使用する直管等の工場製作時の長手継手、及び工事現場での直管同士もしくは直管と曲管を接合する周継手全数を検査対象とする場合がある。 なお、ガス事業法では、「ガス工作物技術基準の解釈」第58条において、「発電用火力設備の技術基準」第163条と同等の規定がなされている。 同様のガス導管についての技術基準間の整合性を図る必要がある。	「発電用火力設備の技術基準」第72条第1項第2号二、第163条別表第24の3、液化ガス設備	原子力安全・保安院電力安全課	液化ガス設備に関する埋設(強化)ガス導管について、非破壊検査の要件として、次の二つが規定されている。 「発電用火力設備の技術基準」第72条第2号二、埋設する導管にあつては埋設する前に放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験(以下、非破壊検査)のうちいずれかの試験を行い、これに合格するものであること。 「発電用火力設備の技術基準」第163条別表第24の3、液化ガス設備5「周継手のうち、地盤面下の曲管の両端及び1/20の抜取り箇所」。
5057	5057191			z15020	経済産業省	石油の備蓄の確保等に関する法律第5条、第6条、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第9条	我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合においても、石油の安定的な供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的としている。 我が国への石油の供給が不足する事態が生じた際、一般工業用の自家消費を目的とするC重油の備蓄がなされていない場合は、工業製品の製造、出荷が困難となり、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営に支障を来すおそれがあるところ。 したがって、石油備蓄の目的にかんがみ、自家消費分についてのみとりわけ備蓄義務の軽減・免除することは適切ではない。 なお、民間備蓄全体の水準については、昨年8月に取りまとめた総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門委員会報告書において、現行の70日から60日から65日程度まで引き下げることが適当であるとされているところ。さらに本年5月に取りまとめた総合資源エネルギー調査会石油分科会石油政策小委員会報告書における提言を踏まえ、今後、国家備蓄の積み増しと整合性を確保しながら、我が国全体の備蓄水準をIEA主要加盟国平均以上に維持しつつ、民間備蓄義務の水準の引き下げを実施していく(方向で検討を進めている。 また、現行において備蓄義務を保有することに伴う負担の軽減を図るた	C	-	(1)石油備蓄は、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合においても、石油の安定供給を確保し、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的としている。 (2)我が国への石油の供給が不足する事態が生じた際、一般工業用の自家消費を目的とするC重油の備蓄がなされていない場合は、工業製品の製造、出荷が困難となり、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営に支障を来すおそれがあるところ。 (3)したがって、石油備蓄の目的にかんがみ、自家消費分についてのみとりわけ備蓄義務の軽減・免除することは適切ではない。 (4)なお、民間備蓄全体の水準については、昨年8月に取りまとめた総合資源エネルギー調査会石油分科会石油部会石油備蓄専門委員会報告書において、現行の70日から60日から65日程度まで引き下げることが適当であるとされているところ。さらに本年5月に取りまとめた総合資源エネルギー調査会石油分科会石油政策小委員会報告書における提言を踏まえ、今後、国家備蓄の積み増しと整合性を確保しながら、我が国全体の備蓄水準をIEA主要加盟国平均以上に維持しつつ、民間備蓄義務の水準の引き下げを実施していく(方向で検討を進めている。 (5)また、現行において備蓄義務を保有することに伴う負担の軽減を図るた	(社)日本経済団体連合会	191	A	自家消費を目的とするC重油の備蓄義務の軽減・免除	自家消費を目的とする需要家石油製品等の輸入に関して、備蓄義務を軽減・免除すべきである。		エネルギーの安定供給の観点から、有事の際に一般消費者の生活に影響を与えないことをベースに考える必要があるが、一般工業用で企業が自家消費することを目的に重油を輸入するようなケースについては、その安定供給は企業が自己責任で解決すべき問題であり、制度として、他の供給業者等と同等の水準の備蓄義務を課す必要性は低い。 自家消費のための輸入にまで備蓄義務が課されている現在、輸入量をベースに換算される備蓄義務が課されていることが、海外の事業者と較べて高コスト構造の要因となっている。 総合資源エネルギー調査会石油分科会においても、国際競争が激化する中で民間企業が「国家に代わって(備蓄のコスト負担していることに鑑み、その水準は可能な限り引き下げるべきである」という理由により、民間備蓄義務日数の引き下げ(70日→60～65日)が検討されているところであり、民間の一層の負担軽減を図る観点から、特に需要家自身による輸入に関しては備蓄義務を軽減・免除すべきである。	石油備蓄法第5条、第6条、石油備蓄法施行規則第9条	資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課	石油備蓄の確保等に関する法律第5条ならびに第6条により、石油精製業者等は、前12ヶ月の石油生産量、販売量、輸入量などの70日分を基準備蓄量とする備蓄義務が課されている。
5057	5057196			z15021	経済産業省	「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(通商産業省令第49号)第8条第9号、第21条第1項第1、7、9号	現在、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」で、暗号装置が輸出管理規制の対象となっており、輸出に際して経済産業省の個別許可が必要とされている。暗号システムにおける暗号装置についても個別許可の対象となっている。	b		国際輸出管理レジーム合意との整合性の観点から、特に「暗号システム」を明示してこれを規制除外することは受け入れられないが、現行の記述につき、国際輸出管理レジーム合意に反することなく対応が可能か検討を行う。	(社)日本経済団体連合会	196	A	輸出管理における暗号装置の除外の見直し	省令第8条第9号「暗号装置であつて、銀行業務又は金融決済業務に使用するように設計したものを、暗号システムにおける暗号装置を含むものとして定義すること、又は同号に暗号システムにおける暗号装置を規制対象から除外する旨の規定を追加すべきである。		「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(以下、「省令」)の第8条第9号で、暗号装置が輸出管理規制の対象となっており、輸出に際して経済産業省の個別許可が必要とされている。同号では亦から次に記載される暗号装置は規制対象から除外されているが、暗号システムにおける暗号装置(改札機、券売機、集計装置、データ管理装置など)はこれに含まれていない。	「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(経済産業省令)第8条第9号、第21条第1項第1、7、9号	経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057197			z15022	経済産業省	「包括許可取扱要領」(輸出注意事項17第7号・平成17・02・23貿易局第1号)	通常、携帯電話は暗号搭載貨物として規制されており、一般包括許可の対象は政令で定める26カ国に限定している。	b		我が国においては、暗号技術は時に機微性の高いとの判断をしているため、一般包括許可を適用することは認めないこととしているが、国際的平和と安全を損なうことなく対応が可能か検討を行う。		(社)日本経済団体連合会	197	A	輸出管理における一般包括許可の適用可能な輸出先国・地域の拡大	携帯電話システムの無線基地局制御装置について、一般包括許可の適用対象となる輸出先国・地域を拡大すべきである。		海外の携帯電話システム市場は拡大の一途をたどっているが、現在、その機器供給は欧州メーカーがシェアの多くを握っている。携帯電話事業者からは短期間でインフラシステム構築が求められるため、機器の注文から出荷までの納期短縮が競争力の大きな鍵であり、短期間対応力がビジネスの成否を左右する主要因となっている。 こうしたなか、わが国企業が諸外国の企業に比べてより広い範囲で個別輸出許可申請を求められていることは、わが国企業の競争力の制約要因のひとつとなっている。一般包括許可の適用対象の拡大が図られれば、海外の携帯電話システム市場におけるわが国企業の優位性を向上させることが可能となる。	外国為替及び外国貿易法第25条、第48条	経済産業省貿易経済協力局 安全保障貿易管理課、安全保障貿易審査課	W-CDMA方式の携帯電話システムの無線基地局制御装置は、暗号機能を有しているため、国際的な合意に基づき特定国・地域への輸出に政府の個別輸出許可が必要となっているが、一部の国・地域に関しては個別の許可申請を必要としない一般包括許可を適用して輸出できる。 しかしわが国の制度では、諸外国と比べて一般包括許可の適用対象となる輸出先国・地域が少なく、鍵長64bit以上の暗号機能を持つ貨物の輸出もしくは機種の取引に於いて、日本の場合は26カ国のみが一般包括許可の適用対象となるが、たとえばドイツの場合、個別輸出許可の必要な27カ国・地域以外すべての国・地域について一般包括許可が適用される。
5057	5057214			z15023	経済産業省	電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条	ツーリストモデルを国内で販売する場合、日本の技術基準に適合しない電気用品を得た電気用品に限り、販売を行うことができると規定されている。	c		ツーリスト・モデルであっても、国内で販売することになり、その対象の電気用品が国内に流通することには変わりはない。 ツーリスト・モデルは海外の基準に合致させる必要があるため、義務や表示については例外としているものである。技術基準に適合していない製品を国内で販売するに当たっては、販売予定数も含め、当該電気用品をきちんと管理することが、消費者の安全の観点から必要である。		(社)日本経済団体連合会	214	A	海外への土産用電気用品に対する例外承認申請の撤廃	海外への土産用電気用品に対する例外承認申請手続を不要とし、自己管理とすべきである。なお、早期に撤廃が困難な場合には、現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。		海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者がこうした承認申請を求めるとは行われていない。 海外への土産用電気用品の審査基準は、外国旅行者や外国人観光客のみやけ用モデル(ツーリストモデル)であって、外国の規格に適合しており、外国で使用することを前提に国内で販売される場合の3点が明示されているのみであり、審査の対象外である製造・輸入・販売予定の数量を定めることは過度な負担である。	電気用品安全法第8条、第27条 電気用品安全法施行規則第10条、第18条 「電気用品安全法」に基づき(経済産業大臣の処分に係る審査基準等について)(2003年3月29日商第1号)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品について、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。
5057	5057215			z15024	経済産業省	電気用品安全法第3条、第8条、第9条、第10条	電気用品の製造又は輸入を行う際は、届出を行い、義務を履行した後、事業者名等の表示を付して販売することとしている。	c		逆輸入品の流通ルートは多岐に渡るといふことであるが、それはなおさら、一度輸出された後のルートやその後改造されたかどうか等が分からない、あやふやな状態の電気用品を、責任も不明な状態で輸入し流通させることは、安全性の観点からも危険であると考えられる。 なお、電気用品安全法施行規則第13条第2項において、輸入をする場合、日本における製造事業者が法第9条2項の証明書を有している場合は、法第9条1項の政令で定める期間を経過する日までの間は、輸入事業者がその証明書の写しを保存することにより、義務の履行を可とすることとしている。		(社)日本経済団体連合会	215	A	再輸入される電気用品に係る手続の見直し[新規]	国内の製造事業者が電気用品安全法に定める義務を履行しPSEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の責務を免除すべきである。		国内で購入した電気用品を再輸入する際にも、再度、電気用品安全法に基づく手続が求められることは、同じ手続の反復である。経済産業省は、国内の製造事業者が予め輸入事業者名を表示することを認めているが、海外で製造される逆輸入品の流通ルートは多岐にわたっており、国内の製造段階で輸入事業者を特定して表示を付すことは実務上困難である。	電気用品安全法第10条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	国内で製造され、電気用品安全法に基づき対応を行ったACアダプターなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器に同梱して国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。 こうした二重の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたACアダプターを使わなければならないケースでは、当該部品以外の製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部品を同梱しなければならない。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	表裏種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057216			z15025	経済産業省	電気用品安全法第2条	法において電気用品は「一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第1項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるもの」と定められており、そのうち、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品であつて、政令で定めるものは、安全性の関係から特定電気用品として定め、第3者(登録検査機関)による検査を義務づけている。	c	-	本体と分離する直流電源装置は、消費者の誤使用や不適切な使用等が考えられるため、きちんとした安全規制が必要である。 なお、直流電源装置は長時間連続で無監視状態で使用されることから、特定電気用品として指定されているため、特定以外の電気用品に移行させることは、不適切。	(社)日本経済団体連合会	216	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外の移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品目)に移行させるべきである。		機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わせられて使用される機器の殆どは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行すべきである。	電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条の2	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。	
5057	5057217			z15026	経済産業省	電気用品安全法第10条	輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとなっている。	c	-	製造・輸入業者に課す表示義務に関しては、製造・輸入業者を明確にし、技術基準に適合した製品を流通させるという観点から重要であり、表示義務を免除することは出来ない。	(社)日本経済団体連合会	217	A	製品と同梱するACアダプターにかかる輸入事業者表示義務の撤廃[新規]	電気製品と同梱するACアダプターに限っては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に携帯電話については、早期に措置すべきである。		経済のグローバル化に伴い、電気製品の製造拠点や同梱ACアダプターの製造事業者、製造拠点が国内外を含めて多様化しており、同一型式のACアダプターを同梱するモデルにおいても商流・物流経路が複雑化してきている。こうした中、海外製品については、輸入事業者名の表示義務が課せられているため、同一型式のACアダプターでありながら、輸入事業者が異なる場合は、複数のラベルを作成せざるを得ず、製造事業者の負担が増している。 機器と一体で使用されかつ汎用性のない同梱ACアダプターについては、こうした表示義務を免除し、製造事業者の負担軽減を図るべきである。	電気用品安全法第10条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品安全法第6条に規定する技術基準の適合義務を果たした場合には、当該電気用品に製造事業者名あるいは輸入事業者名を表示しなければならない。	
5057	5057218			z15027	経済産業省	電気用品安全法第3条	国が事業者の製造・輸入を行っている電気用品を把握するため、製品の安全確保上同様の性質を有すると認められる範囲を型式の区分として、届出を提出することとしている。	c	-	自己責任原則の下、事前規制から事後規制へ重点を移したことから、基準不適合品の究明等効果的な事後規制を行う上で、事業者が製造、輸入する製品について、国において把握しておく必要があることから、型式の区分が定められているところ。	(社)日本経済団体連合会	218	A	電気用品にかかる型式区分の撤廃	電気用品の製造、輸入に係る業の届出は電気用品の区分にすべきである。 技術基準の適合確認、検査記録の保存、表示禁止命令の発動単位は製造事業者による機種名(モデル)単位とすべきである。		電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。 型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中には、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実際に即したもとなっていない。 また、仮に事故が発生した際の公告時において、製品に表示されている機種名は公表されるが、型式の区分は使用されていない。さらに型式区分は海外に例がないことから非開示と見なされるおそれもある。 経済産業省は2006年3月20日付の「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」において、製造業に属する事業者を主たる事業として営む者以外の者が事業の届出を行う際、特定電気用品以外の電気用品に係る電気用品の区分及び電気用品の型式の区分として「全ての電気用品の区分について全ての電気用品の型式区分」と記載することで足りるとした。(*)	電気用品安全法第3条2号 「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」(2006年3月20日) 「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」(2006年3月22日)	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品取締法では甲種電気用品のみに規定されていた型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年8月に簡素化されたものの依然として存置されており、国際的に見ても他に例を見ない特異な届出の区分が存在している。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057219			z15028	経済産業省	電気用品安全法第2条	構造又は使用方法等の使用状況により感電、火災等の危険や障害を発生する恐れのある電気用品を対象製品として定めている。	c	-	最小限の電気製品を指定するという法制度には合理性があると考え、また、ネガティブリスト化は、ある種の規制強化になると考える。なお、対象・非対象に関しては、製品が多様化する中において、順次、解釈をHP等により示しているところである。		(社)日本経済団体連合会	219	A	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を図るべきである。仮にネガティブリスト化が困難な場合については、少なくとも製品特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な基準で対象・非対象が判別できる環境を早急に整備すべきである。また、こうした基準を設定する際には、解釈通達を発出するなど、広く事業者周知するべきである。		電気用品安全法第2条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表現があることや、製品が多様化していることから、同法の対象となるか否かについて判別がつきにくい、実際に市場に流通している同じような機器であっても、販売形態、使用用途、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。
5057	5057220			z15029	経済産業省	電気用品安全法第2項 電気用品安全法施行規則第11条	法では、届出事業者への技術基準の適合義務を課し、またそれらの電気用品について、自主的に検査することを義務づけているところ。	c	-	本義務の履行は電気用品に表示を付すために必要な要件であるため、自主検査内容の最低限を法定しているところ。事業者の自主的判断に委ねられるものではない。なお、要望理由にあるような破壊検査等、法定以外の検査については事業者の判断で実施していただければよい。		(社)日本経済団体連合会	220	A	電気用品の技術適合検査項目にかかる自主管理の導入	電気用品に関する自主検査の項目、内容、時期、頻度については、届出事業者の自主的判断に委ねるべきである。		電気用品安全法第8条第2項 電気用品安全法施行規則第11条	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	電気用品安全法により届出事業者は、電気用品の技術基準への適合性を確認するため、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る電気用品について、自主検査を行い、その検査記録を作成し、検査の日から3年間、これを保存しなければならない。
5057	5057221			z15030	経済産業省	電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	電気用品は技術基準に適合することが義務付けられている。技術基準は、日本独自の基準である1項基準と、国際整合化を目的とした2項基準がある。	e	-	技術基準の判断基準や技術的解釈については、「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈について」やCTI等の解釈が示され、公表されている。		(社)日本経済団体連合会	221	A	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化(新規)	技術基準の判断基準や技術的解釈を定めた上で公表すべきである。特に技術基準の2項にかかる解釈については、早期に公表を行うべきである。また、新たに判断基準や解釈を定める場合には、パブリックコメント手続を実施し、広く一般からの意見を求めるべきである。		電気用品安全法第8条第1項 電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省商務情報政策局消費経済部製品安全課 原子力安全・保安院電力安全課	技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的相互認証制度)については、CLT(Committee of Testing Laboratories)デシジョンという解釈集が公表されている。例えば、IEC-60065(オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器の安全要求事項)では20以上の解釈が、IEC-60950(情報処理機器の安全性要求事項)では50以上の解釈が公表されるなど、各試験所で自主的な運用がなされている。一方で、わが国の技術基準については、こうした解釈集が存在しないため、事業者は必要に応じてその都度、経済産業省に確認しなければならない。また、製造事業者は自己責任に基づき自主検査を行っていることから、技術基準の判断基準やその解釈を定める際には、事業者の意見を踏まえる必要がある。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057223			z15031	経済産業省	官公需に関する法律	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下「官公需法」という。)(は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者の行う工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に對し国等が対価の支払をすべきもの(以下「国等の契約」という。))について、中小企業者の受注の機会を増大を図るよう努めなければならないこととしている。(第3条)このため、官公需法第4条に基づき、毎年度閣議決定を行っている「中小企業者に関する国等の契約の方針」においては、官公需における中小企業者向け契約実績及び契約目標の金額及び官公需総額に占める割合を記載しているが、その金額及び割合には、大企業の下請として中小企業者が間接的に国等の契約を受注する場合を含んでいないところである。	e:事実承認		既に検討済みの事項であり、事実承認である。 すなわち平成14年12月及び平成15年12月の総合規制改革会議の答申及びこれを受けた規制改革・民間開放推進3か年計画(平成15年3月及び平成16年3月)を踏まえ、経済産業省中小企業庁では、中小企業政策審議会基本政策部会及び中小企業経営支援分科会取引部会の下に合同検討小委員会を設置して審議を行い、平成16年6月、合同部会から「中間とりまとめ-今後の官公需施策のあり方について-」の報告を受けたところである。かかる合同部会の審議においては、本件要望の点についても検討がなされており、下請まで含めて中小企業者向け契約目標の金額及び割合を示すことについては、否定的に捉えられたところである。 なお、同報告においては、中小企業者向け契約目標は、中小企業者の受注の結果を確保するものではなく、その機会を示すというものであること、また、中小企業者向け契約目標は、官公需施策を講ずることにより中小企業者向けにどれだけの契約を見込むことが可能であるかを示すものであり、見込みないし見積もりといった性格を有することについて明確にしている。 また、平成18年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)においても、同報告に	(社)日本経済団体連合会	223	A	公共工事等のコスト削減に向けた官公需法等の見直し	VFM(バリュー・フォー・マネー)の観点から、中小企業者向け契約目標比率を段階的に適正化すべきである。中でも、直接的な請負(納品)業者を対象としている契約目標比率の算定基準を見直し、2次以下の請負業者の受注実績も対象に加えるべきである。		中小企業者の受注機会の増大を図るための措置として広く行われている分離・分割発注は、公共工事等のコストアップと非効率性(工期の長期化等)を助長するおそれ強い。分離・分割発注の是正により、中小建設業者は、大手建設業者の下で比較的確易度の高い工事を下請施工して技術力を向上させることができ、国や地方公共団体は低廉で質の高い社会資本の整備が可能になる。 「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会中間とりまとめ-今後の官公需施策の在り方について-」(2004年6月17日)を取りまとめ、結論を得たとされている。 しかし、「中間とりまとめ」は課題を提起したに過ぎないため、官公需契約種別(物件、工事、役務)について具体的な改革方策を検討し、公共工事の非効率性を改善する観点から中小企業者向けの官公需契約の目標額を再考すべきである。	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 中小企業者に関する国等の契約の方針	経済産業省 中小企業庁 環境部取引課	官公需法第4条に基づき、国は、毎年度、国等の契約に關し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成し、閣議決定している。中小企業者向け契約目標比率は、官公需施策発足当時(1966年度)の27%に上昇しており、2005年度には46.7%に上昇しており、契約目標額は約4963441億円となっている。
5057	5057224			z15032	厚生労働省、経済産業省、環境省	労働安全衛生法第57条の3及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条	労働安全衛生法においては、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、輸入しようとする事業者は、当該化学物質の名称、有害性の調査結果等を厚生労働大臣に届け出ることとされている。事業者は有害性の調査の結果に基づき労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聞き、必要に応じて設備の設置等を講じることができる。 化審法においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。	c		労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)(に基づく新規化学物質の届出制度は、労働安全衛生担当部署において、当該化学物質へのばく露による労働者の健康障害防止の観点から、新規化学物質の有害性の有無について把握、審査するとともに、必要な場合に労働衛生上の対策を講じるよう指導するものである。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)(においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。制度の目的、審査の観点から異なることから、それぞれへの届出が必要であり、両法を適切に運用していくためには、窓口を一本化することは適切ではない。 また、安衛法においては、化審法に基づく(届出が免除されている製造中間体についても届出の対象としている等のほか、有害性の調査結果のみならず、「当該新規化学物質について予定している製造又は取扱いの方法を記載した書面」を添えて提出しなければならないこととされており、化審法による届出内容とは異なっているところである。したがって、化審法による届出があれば、安衛法による届出を不要とした場	(社)日本経済団体連合会	224	A	化審法と労働安全衛生法における新規化学物質に関する重複届出の簡素化[新規]	新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果について、化審法に基づいて届出をした場合は、労働安全衛生法の届出を不要とすべきである。		新規化学物質に関する変異原性試験とがん原性試験の結果については、化審法に基づいて届出をした場合は、労働安全衛生法の届出を不要とすべきである。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第2項 新規化学物質に係る試験並びに第1種監視化学物質及び第2種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第2条第3項 労働安全衛生法第57条の3 労働安全衛生規則第34条の3	経済産業省製造業局化学物質管理課 厚生労働省医薬食品局審査管理課 労働基準局安全衛生部化学物質対策課	化審法において、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、新規化学物質の名称等を経済産業省に届け出ることが義務づけられている。その際、人の健康を損なうおそれ(有害性)があるものについては、変異原性試験や、がん原性試験等を実施することとされている。 労働安全衛生法では、新規化学物質を製造し、輸入しようとする者は、有害性の調査の結果を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられている。有害性の調査では、変異原性試験、化学物質のがん原性に関し変異原性試験と同等以上の知見を得ることができると認められる試験又はがん原性試験のうちいずれかの試験を行うこととされている。
5057	5057225			z15033	厚生労働省、経済産業省、環境省	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条及び労働安全衛生法第57条の3	労働安全衛生法においては、化学物質による労働者の健康障害を防止するため、新規化学物質を製造し、輸入しようとする事業者は、当該化学物質の名称、有害性の調査結果等を厚生労働大臣に届け出ることとされている。事業者は有害性の調査の結果に基づき労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、厚生労働大臣は学識経験者の意見を聞き、必要に応じて設備の設置等を講じることができる。 化審法においては、有害な化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的に、新規化学物質を製造又は輸入しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に必要事項を届け出ることとされている。化審法第3条第1項に	c		労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)(は、労働者の安全衛生を確保することを目的としており、化学物質については労働環境等を通じた直接的な曝露による労働者の健康影響防止が主眼となっている。一方、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)(は、化学物質が環境を經由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的としている(間接的な曝露)。 安衛法においては、出来るだけ不純物を分離したものをを用いて試験することと原則としているが、仮に不純物が10重量%混入していたとしても、少なくとも実際に労働者に曝露されるまでの化学物質で試験を行うため、労働者の健康影響の可能性を確認することが可能である。一方、化審法に基づく審査においては、届出化学物質に少量に含まれる他の化学物質が環境中で濃縮されることによって、人の健康や動植物の生息・生育に影響を与える可能性があるため、1重量%以上含まれる物質については、個別の物質として勘案し個別に届出を行うこととしている。 このように、両法の目的は異なっているため、化審法第3条の届出に係る化学物質に含まれる他の化学物質の取り扱いに係る基準を安衛法と同様にすることはできない。	(社)日本経済団体連合会	225	A	化審法における不純物規制の見直し[新規]	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、労働安全衛生法の運用上の含有割合である10重量%へ引き上げるべきである。		不純物が1重量%以上含まれた化合物が新規化学物質と扱われると、不純物全てについて衛生性試験を行うことになるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物の全体をチェックすることで安全性を担保できる。 また、衛生性試験では8-9種類の試験を行う必要があるが、1つの新規化学物質あたり最大2000万円程度の費用と、7-8か月程度の期間がかかる、事業者負担が生じている。 この点、労働安全衛生法では、不純物の含有割合を10重量%以上として運用することで新規化学物質の安全性が担保されており、見直しにあたり参考とすべきである。 なお、諸外国(米国、EU、カナダ等)では不純物に関する届出は不要とされており、衛生性試験により化学物質の製造販売時期が遅れると、国際競争の観点から不利である、	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条、第4条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(2004年3月25日 薬食発第0325001号、2004年3月19日第3号、環境省令第040325001) 有害性情報の報告に関する運用について(2004年3月25日 薬食発第0325002号、2004年3月19日製局第5号、環境省令第040325003)	経済産業省製造業局化学物質管理課 厚生労働省医薬食品局審査管理課 環境省総合環境政策局環境保健部企画課 化学物質審査室	不純物として含まれる化合物については、その含有割合が1重量%以上の場合は、当該化合物は新規化学物質として取り扱われる。

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5063	5063001			z15034	経済産業省	火薬類取締法第24条、第3条、第5条	火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第24条)。火薬類の製造の業を営もうとする者は、製造所ごとに経済産業大臣の許可を受けなければならない(第3条)。火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに都道府県知事の許可を受けなければならない(第5条)。	c	-	火薬類取締法は、火薬類が有する危険性に鑑み、公共の安全を確保するため、製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取り扱いを規制している。そのうち、製造、販売については、特定の場所で許可を受けた火薬類を反覆・継続的に製造又は販売するものであることから、公共の安全の確保を図る上で、業として営むことを認めている。一方、輸入については、火薬類の種類、数量その他輸入時の状況は毎回異なり、また、輸入者が輸入に係るすべてを管理する状況にはないことから、輸入ごとに確認することが必要であり、業として許可することは認められない。		佐藤貿易	1	A	火薬類の輸入業者制度の新設	火薬類を反覆して輸入する場合は、輸入業者の許可が受けられるようにして頂きたい。		火薬類の製造には製造業者の許可が、販売には販売業者の許可が与えられる。これらは事業の許可のため、1度許可を受けると反覆・継続してその事業・行為が行える。火薬類の輸入は、輸入業者の許可がないため同じ商品と同じように販売する場合でも、行政機関に出願して費用を支払い許可申請を行い、災害が防止されているか、公共の安全が確保されているかについて7日間に渡る審査を毎回反覆して受けなければ輸入の許可が得られない。輸入業者に対して国内の製造業者と同じように輸入業者の許可として出して頂きたい。	火薬類取締法	経済産業省	
5063	5063002			z15035	経済産業省	なし	なし	e	-	火薬取締法においては、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第25条)。また、火薬又は爆薬を月に25kg以上消費する者は、火薬類取扱保安責任者を選任しなければならない(第30条)、としているところ、一定数量以上の火薬類を消費する場合、火薬類取扱保安責任者を選任することが義務づけられていることから、消費許可に際し火薬類取扱保安責任者の免状を添付させることは、当該規定が遵守されていることを確認する上で妥当な手続である。すなわち免状の添付に関して法令に特段規定はないものの、これは都道府県知事の事務の裁量の範囲で認められるものと考えられる。したがって、火薬類の消費許可は都道府県知事の権限に属する法定自治事務であり、明確な法令違反もないので、経済産業省は免状の添付の要否について都道府県知事に指示する立場にはない。		佐藤貿易	2	A	火薬類の譲受・消費許可の申請基準の設定	模型ロケットに使用する火薬(噴射推進器)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合は、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなくても、譲受・消費の許可申請が行え、許可が得られるようにしていただきたい。		模型ロケットに使用する火薬(噴射推進器)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合でも、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなければ、行政機関で譲受・消費の許可申請が行えず、許可が得られない。法令では、特に甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付することが定められてはいない。	火薬類取締法	経済産業省	
5066	5066004			z15036	全省庁	なし	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d	-	本省においても信託会社やSPCも含めて対応済み		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	重要度別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5066	5066005			z15037	経済産業省	・中小企業金融公庫法附則第7項 ・中小企業総合事業法及 び機械類信用保険法 の廃止等に関する法律 附則第8条第1項 ・機械類信用保険法第3条 の2、第8条第2項、第9条 第11条	機械類信用保険については、平成15年4月1日を以って廃止されたところ。一方、機械類信用保険法(以下「旧保険関係」)については、既に成立している当該旧保険関係に係る具体的な私人間の権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保険金の支払及び回収等の業務(機械保険経過業務)を実施しているところ。	a	-	機械類信用保険の保険金支払対象となった残債権について、回収に努めた後、今後回収が見込めないものとして一定の基準を満たす管理債権についてサービサーへの譲渡を可能とする。具体的な基準や届出等の手続きにつき平成18年度内に作成し、公表する予定。		社団法人リース事業協会	5	A	機械類信用保険付債権の譲渡の容認	機械類信用保険は、平成14年12月、「中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保険契約の引受けが停止し、廃止が決定したが、廃止が決定しているにも拘らず、(1)回収業務についての期限の明示がない、(2)機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡が容認されていない。	左記の規制により、業務効率化、不良債権処理の進捗が阻害されていると思われる。機械類信用保険付債権のサービサー等への譲渡を容認すること。	規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)では、「平成18年度中に措置を行う」とされているが、不良債権処理及び財務健全化を早期に実現する為に、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理促進の大きな阻害要因となっている。この取扱いがサービサー法等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている現実にも合致しないものと考えらる。	・中小企業金融公庫法附則第7項・中小企業総合事業法及 び機械類信用保険法 の廃止等に関する法律 附則第8条第1項・機械 類信用保険法第3条の2、 第8条第2項、第9条第11 条	経済産業省	
5066	5066016			z15038	経済産業省	法第27条	販売をする際にも、危険な電気用品を排除し、消費者の手に渡らないようにするべく、当該法律に該当する電気用品を販売している場合は、表示が付けられているものでなければ、販売してはならないと規定されている。	c	-	電気用品を販売する場合は、基準適合義務等の義務を履行した証である表示を確認して販売することとなる。リース物件を販売する時のみ、規制を免除することは不相当。		社団法人リース事業協会	16	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	リース満了物件を借主に販売する場合には、電気用品安全法の規制対象外として欲しい。	リース終了物件のリース使用者(借主)への売却による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進が図れる。	リース取引では、リース物件を借主に物件を販売するケースもあるが、電気用品安全法の施行により、この販売が一部不能となった。本ケースでは売却前後の使用量が不変であるにも拘らず、リース物件を販売するととなると法の規制により、販売できなくなるというものであり、是正願いたい。また、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を妨げるものもある。	電気用品安全法	経済産業省	
5073	5073001	2		z15039	経済産業省	なし	なし	e	-	「分散型電源系統連系技術指針」は民間自主規格であるため、当省が規制を所管しているものではない。		日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	(2)系統連携については、系統から解列する機能について分散型電源系統連系技術指針により必要な事項が規定されているが、システム全体の設備経費に比し、費用負担が大きい。簡略的方策をお願いしたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5083	5083004			z15040	全省庁	審議会等合理化に関する基本計画的計画(平成11年4月27日閣議決定)	当該閣議決定の別紙3の「審議会等の運営に関する指針(4)公開」において以下とあり規定されている。 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。 ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧・複写が可能な一括空	D	-	当該閣議決定文に基づき、原則として、会議又は議事録を速やかに公開することや議事内容の透明化を確保することとしている。		特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁	
5087	5087001			z15041	経済産業省	工場立地法第4条の2	届出等の事務に加え、都道府県及び政令指定都市は、国が定める準則に変えて、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに関する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	c	-	地域の実情を踏まえた緑地面積率等の設定が可能となるように、工場立地法では、第4条の2第1項において、都道府県が地域準則を定めることができる旨規定している。 したがって、ご提案の地域に特化した緑地面積率の設定については、まず地域準則を定めることができる香川県にご相談されたい。		今治造船株式会社	1	A	工場立地法における工場等の立地に関する準則による緑地面積率等の緩和	工場立地に際しては、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上に改正されたい。	工業用地として埋立てられた地域については、住宅と分離しており、周辺環境への影響が比較的少ないと考えられることから、緑地面積率の緩和が全国的に実現できるような改正内容としてほしい。	工場立地法第4条、第4条の2	経済産業省		